

# 令和8年度 和気町貨物自動車運送事業者支援金

## 【支援金の概要】

燃料価格高騰の影響を受けている町内の貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）に対し、事業用貨物自動車の保有台数に応じて支援金を交付するものです。なお、支援金の交付は、1事業者1回限りとなります。

## 【受付期間】

令和8年**7月10日（金）**～**10月30日（金）**

※期間中の消印有効

## 【対象者及び対象車両】

以下の全てを満たす事業者及び車両が補助対象となります。

- （1）町内で事業を営む貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）で、今後も事業継続の意思があること
- （2）町内に店舗、営業所を有する法人又は住民基本台帳に記録されている個人であること
- （3）交付対象車両は、令和8年6月1日及び申請日において、貨物自動車運送事業者が所有し（リース契約等により自動車検査証において使用者である場合を含む）、かつ、自動車検査証における使用の本拠の位置を町内に置いてあるものとする
- （4）町税等に滞納がないこと
- （5）貨物自動車運送事業者の代表者、役員、使用人その他の従業員もしくは構成員等が和気町暴力団排除条例第2条第1項第2号及び第3号の規定に該当しないこと

## 【支援金の額】

1台につき 35,000円

## 【申請の流れ】

「支援金交付申請書」に必要書類を添えて、和気町産業振興課へ提出します（郵送可）

和気町産業振興課から「支援金交付決定通知書」を受け取ります

「支援金請求書」を和気町産業振興課へ提出します（郵送可）

ご指定の銀行に支援金を入金します

## 【申請書提出先・問い合わせ先】

**和気町産業振興課** 〒709-0495 岡山県和気郡和気町尺所 555 番地  
TEL: 0869-93-1126  
FAX: 0869-92-0667  
URL: <https://www.town.wake.lg.jp/news/3142.html>  
(申請者等の様式はこちらからダウンロードできます)